

監訳者はしがき——翻訳の経緯と本書の意義

本書の初版である『ヨーロッパ契約法Ⅰ』（法律文化社、1999年。以下では、「初版」という）は、『ヨーロッパ契約法Ⅱ』の上巻として刊行されたものである。アクセル・フレスナー教授によって執筆される予定であった下巻は刊行されなかった（日本語版への序文〔本書 i 頁〕参照）。

そうしたこともあって、「ヨーロッパ契約法」の全体を鳥瞰する教科書を待ち望む声は大きく、その要望に応じて、ケッツ教授自身の手によって執筆されたのが、本書『ヨーロッパ契約法〔第2版〕』である。初版で叙述されていなかった撤回権や、契約上の救済に関する部分などが補完されているが、他方で「初版」の「行為能力」の章は分量の抑制のために削除されている。

本書は、ケッツ教授の「ヨーロッパ共通契約法」の構想にとって必須となるヨーロッパ・レベルでの法学教育の教科書である。それは、ヨーロッパ各国の法律家が共通の基礎を見出しながら、その違いを克服するための道具でもある。長く待ち望まれた本書を、遅ればせながらではあるが、日本の読者に届けることができることを、ケッツ教授とともに心から喜びたい。

本書は、ドイツ語版 (Hein Koetz, *Europäisches Vertragsrecht 2., aktualisierte und vervollständigte Auflage*, 2015, Mohr Siebeck) に依拠した翻訳書であるが、同書の刊行から翻訳の刊行まで時間がかなり経過していることから、ケッツ教授の指示を受けて必要な限りでアップデートを行った。具体的には、フランス民法改正などの最新の情報を追加するために、ドイツ語版のテキストを補充・修正し、それに関連して不要となった叙述や脚注を削除している。このような作業の結果、本書は、ケッツ『ヨーロッパ契約法』の「最新版」となったことをお伝えしておきたい。また、この点に関連して、本書では、翻訳と原著（ドイツ語版）との対照のために、欄外に原著の頁が示されているが、上記のような補充や修正によって原著の頁の指示がない場合や、原著の頁とのずれが生じている場合がある。あくまでも原著の頁の指示は目安として利用してほしい。

ちなみに、既に、英語版 (Hein Kötz, *European Contract Law*, 2ed., Oxford University Press, 2017, translated by Gill Mertens and Tony Weir) やフランス語版 (Hein Kötz, *Droit européen des contrats*, Groupe Lefebvre Dalloz, 2019, Traduit avec Bénédicte Fauvarque-

Cosson, Carine Signat, Diane Galbois-Lehalle) が刊行されており、それらは、原著への関心の高さを示すものであろう。本書の翻訳においても、これらの翻訳版を適宜参照した。

本書の意義を説明するために、初版を翻訳したときの経緯を記しておきたい(詳しくは、初版「訳者はしがき」[iii頁以下]を参照)。

監訳者の一人である中田は、1996年当時、ドイツ・ハンブルクのマックスプランク外国・国際私法研究所(以下では、「MPI」という)において2度目の在外研究の機会を得ていた。ヨーロッパ契約法に強い関心を持ったのは、潮見佳男教授と一緒に1996年のドイツでの比較法学会に参加し、ヨーロッパ契約法に関するケッツ教授やシュレヒトリーム教授の基調講演を拝聴したことに始まる。ケッツ教授は、当時、MPIの理事であり、同時にハンブルク大学教授でもあり、1996年の秋学期の比較法の講義を担当されていた。私は幸いなことに、その講義を聴講する機会を得ることができた。そして、彼が指定した教科書が当時刊行された『ヨーロッパ契約法 I』であった。

ケッツ教授の講義は、当時のドイツ人教授には珍しく、そのプレゼンテーションのうまさから、学生の圧倒的人気を博していた。不法行為の講義ももちろん人気であったが、彼の比較法の講義は、不法行為法の講義と比較しても、格段に興味深いものであった(もちろん、私が日本人研究者だからでもあろうが)。その手法は、問題設定を行い、それについてヨーロッパの国々のアプローチを判例の準則にまで踏み込んで、様々な角度から縦横無尽に検討した上で、共通の準則を取り出してくるといった驚きの内容であった。

ケッツ教授が、比較法の知識を駆使して契約法のある準則について見事に説明し終えた後で、冗談めかして学生に「こんなことは試験には出ないから、普通の講義では話さないけど、おもしろいだろう」と少し自慢げに語ったことが印象に残っている(ドイツでの法学教育への彼一流の皮肉かもしれないが)。確かに近時はヨーロッパ統合の動きが鮮明になり、ドイツ人の学生も多様なプログラム(エラスムス)でヨーロッパ各国を留学して回ることができるようになってきていた。しかし、ドイツの法学部ではほとんどの学生が司法試験の合格を目指しており、司法試験の直接の対象とならない比較法などの科目は内容がどうであれ(どれほど興味深く、すばらしくても)、そうした学生諸君の関心を喚起することが多くないのが現実である。ケッツ教授の名講義でさえ、比較法であるがゆえに、受講者は全員がきわめて熱心であったとはいえ、30人ほどであった。それは、不法行為法の受講者が、早朝にもかかわらず300人を超えていたことと対照的であった。ドイツでは、法曹養成のための実務教育が大学教育の主要な幹とならざるをえない以上、そうなるのも仕方がないことである。ケッツ教授自身も講義中に述べていたが、「比較法の講義はある種の贅沢」なのである。

私は次第に、彼の講義のおもしろさに強く惹かれるようになった。そのうち、この

内容を日本の学生にも伝えたいとの思いにかられた。日本の民法典は、比較法の産物であると常々指摘されるところでもあるが、それをもう一度、ヨーロッパ私法全体の中に位置づけることができれば、さらに、その理解が深まるのではないかと思ったのである。そのための検討の素材として、ケッツ教授の講義の内容をまとめた本書〔初版〕を翻訳し、日本の学生にも提供することができればと考えた。そこで、ある日、ケッツ教授に、こうした私の「想い」をお話ししたところ、本書〔初版〕の翻訳計画について全面的な賛意を示され、そのための協力を惜しまないとの激励をいただくことができた。ケッツ教授の言葉に勇気づけられて、本書の翻訳を実行に移すことを考え始めたが、一人では短期間に翻訳することは難しいと思案していたところ、ケルン大学でフンボルト招聘研究員として在外研究中の潮見教授と電話でお話する機会があった。そのやりとりの中で、本書の翻訳についてご相談すると、潮見教授は、本書がヨーロッパ契約法の初めての教科書であること、またヨーロッパ契約法を包括的に対象とする日本語の本がまだ出版されていないこと等の理由から、本書を翻訳する意義を積極的に認めていただいた。さらに私の元同僚でもあり、よき先輩でもある松岡久和教授にもご協力をお願い、共訳について快諾していただいた。

本書の内容を理解するには、ヨーロッパ各国の法システムについての一定の理解が必要とされており、ドイツ語のみならず、頻繁に原文のまま引用される英語、フランス語の文章や判例、さらにラテン語で示されるローマ法のルールの知識も必要であったが、他方で、ケッツ教授の文章は、比較的読みやすく、興味を引く内容であったこともあり、翻訳のための原案の作成は、比較的円滑に進行した。翻訳にあたっては、受講者をその講義に引き込むケッツ教授の軽快なテンポをできるだけ再現することを心がけた。最も時間がかかったのは、訳語や表記の統一、個性のあるそれぞれの文体の調整などであった。私たちは、共同して翻訳することで、テキストの理解を相互に確認し、誤解や読みやすさに配慮することができた。個人的には、こうした仕方ドイツ語のテキストを読み解き、それによって多くのことを学ぶことができた。そのことは貴重な体験であり、楽しい時間でもあった。

以上が初版の翻訳の経緯であり、その作業は、潮見佳男教授、松岡久和教授と私の3人で行ったが、本書には、新たな章が加えられており、全体の分量が増えたことも考慮して、次世代を担う先生方に新たに本書の翻訳プロジェクトに参加してもらい、体制を強化して翻訳作業を行うこととした。

潮見教授の下で学ばれた長野史寛教授に監訳者グループに加わっていただき、原著の内容のアップデート、訳文全体のチェックや文体の統一といった作業を一手にお引き受けいただいた。長野教授には、こうした手間の掛かる仕事を負担していただいたこと、心より感謝する。また、各章の翻訳を担当された先生方には大変お

世話になったこと、また早い段階で翻訳を仕上げてくださいましたことに感謝の意を表するとともに、それにもかかわらず、諸般の事情で、思いのほか完成までに時間を要したことをお詫びする次第である。

本書には日本語版独自の索引が用意されていることにも注目してほしい。この索引の作成は、松岡久和教授、和田勝行教授、川村尚子准教授にご担当いただいた。この索引は、本書の翻訳書としての価値をさらに高めるものとなろう。川村准教授には、加えて、フランス法改正のチェックもして頂いた。また大橋エミ講師（鳥根大学）には校正作業への協力を依頼した。こうした骨の折れる困難な作業を遂行していただいたこと、心より感謝する。

こうした作業の途中で、潮見教授が突然逝去されたことは私たちにとって信じがたい出来事であった。翻訳プロジェクトの打ち合わせのときに、本書を含めた私たちの一連の「ヨーロッパ契約法」の研究が、日本の債権法改正の流れを形成した基礎的研究であること、そして、こうした研究が、今後の日本法の展開にとって重要であることを改めて確認したところであった。この分野を主導されてきた研究者の一人であり、私たちの共同研究の大切な仲間であった潮見教授を失うことになったのは、あまりにも大きな損失であり、非常に残念なことである。他の先生方も同じであろうが、私自身も、重要な局面で潮見教授に研究の方向性についてご相談し、有益な助言を得てきたこと、また勇気づけられたことが思い出される。ここに故人の冥福を心からお祈りする次第である。

ケッツ教授には、2024年3月にMPIで直接お会いして翻訳作業の最終の打合せをすることができた。その際、本書の完成が間近であることをお伝えし、また「ヨーロッパ契約法」の研究の意義についてもお話を伺うことができた。教授は88歳になられたと聞いたが、お元気な様子で、お話しは当時の名講義を彷彿させるものであった。これまでのケッツ教授の協力に感謝し、ご健勝とご多幸を祈念する次第である。

最後に、本書の出版を引き受けてくださった法律文化社に、そして本書を担当された野田三納子氏の周到な編集作業による支援に心からお礼を申し上げる。

本書の内容が、日本の契約法の方向性を世界の契約法の中で見出そうと考える読者に受け入れられることを心から願っている。

満開の桜が美しい京都にて 2024年4月9日

監訳者を代表して

中田 邦博